

介護・医療・福祉サービスに関する記録開示をご希望される方へ

CUC ホスピス

CUC ホスピスでは、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」および「診療情報の提供等に関する指針」に基づき、介護・医療・福祉サービスに関する記録の開示を行っています。開示を行うにあたり、ご入居者さまの大切な個人情報であり、プライバシーや利益を保護するためにいくつかの条件を定めております。

以下の内容を十分にご理解いただいた上で、開示申請を希望される方は、申請に必要な事項をご確認いただき、お申し込みをお願いいたします。

### 1. 開示請求ができる範囲

ご入居中の当社施設において、介護・医療・福祉サービスを提供する目的として作成された記録

※具体的項目

- ・ 訪問介護記録
- ・ 訪問看護記録
- ・ 訪問リハビリテーション記録
- ・ 当施設で撮影した画像

注) 医療機関で作成された文書および画像データ、検査結果は開示の対象外となります。  
必要時は、該当医療機関に、直接お問い合わせください。

### 2. 開示申請することができる方

- ①ご入居者様本人
- ②ご入居者様の法定代理人
- ③介護・医療・福祉サービス等の契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ④ご入居者様本人から代理権を与えられたご親族およびこれに準ずる方
- ⑤ご入居者様が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実にご入居者様の世話をしているご親族及びこれに準ずる方
- ⑥ご入居者様のご遺族（配偶者、子、父母及びこれに準ずる方、法定代理人）
- ⑦役所や警察などの行政機関

### 3. 開示申請をお受けできない場合

- ①開示対象者であると確認ができない場合や不明確な場合
- ②ご入居者様本人が生前または介護・医療・福祉サービス提供中に不開示の意思を表明している場合
- ③医療機関など、第三者から得た情報が含まれ、当該第三者の了解が得られない場合
- ④対象となる介護情報の提供、開示が第三者の利益を害する恐れがある場合
- ⑤介護情報の提供が、入居者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがある場合
- ⑥法令および条例に定められている保存期間を過ぎ、すでに破棄している場合
- ⑦その他開示を不相当とする事由があると当社が認める場合

#### 4. 開示手順

- ①開示のご相談・お申し込みについては、ご入居されている在宅ホスピスの施設長・管理者にお知らせください。
- ②開示申請をされる場合は、当社所定の「介護・医療・福祉サービスに関する記録開示申請書」をご記入の上、必要書類<sup>※1</sup>を提出していただきます。
- ③申し込みを受理した日（必要書類が完備した日）から約1ヶ月程度で、結果のご連絡をさせていただきます。
- ④ご連絡を差し上げました後、記録の写しをお渡ししますので、恐れ入りますが、申請書を提出した施設にご来訪の程よろしくお願いいたします。
- ⑤介護・医療・福祉サービスに関する記録の開示には費用<sup>※2</sup>が発生いたしますので、ご了承ください。

##### ※1 開示申請に必要な書類

開示申請をされる方が、ご入居時のご契約者様（代理人、身元引受人等）以外の場合は、**身分証明書（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、公的機関が発行するもので、顔写真・氏名・生年月日の記載があるもの）**のご提示と、**戸籍謄本の写し**、または、**後見人・代理人であることを示す書類**のご提出をお願いしております。

##### ※2 費用

- ・事務手数料 1,000円（税込）
- ・記録の写し 白黒コピー 10円 /枚（税込）

#### 5. お問い合わせ・苦情相談窓口

介護・医療・福祉サービスに関する記録の開示について、下記の相談窓口、または、ご入居中の当社施設に直接お問い合わせください。

株式会社シーユーシー・ホスピス（法人本部）

責任者：天野大吾

連絡先：03-5005-0303

連絡可能日：月曜日～金曜日

※祝日及び年末年始（12/31～1/3）を除く

連絡可能時間帯：9:00～18:00

※時間外はご連絡を受けられない場合があります。